

中長期在留者（日本に長期滞在する方）は、以下の場合は出入国在留管理庁に「届出」が必要です。

1 届出が必要な方（以下の在留資格をもって在留する方）

- ① 教授，高度専門職，経営・管理，法律・会計業務，医療，教育，企業内転勤，技能実習，留学，研修，研究，技術・人文知識・国際業務，介護，興行，技能，特定技能
- ② 家族滞在，日本人の配偶者等，永住者の配偶者等（配偶者として在留資格をもって滞在している方に限る。）



2 どんな場合？

上記1①の在留資格をもって滞在する方

- ✓ 所属機関（雇用先・教育機関など）が名称変更，所在地変更，消滅（倒産など）した場合
- ✓ 所属機関からの離脱・契約の終了（退職・卒業・退学など）をした場合。別の所属機関に移籍・新たな契約の締結（入社・入学など）をした場合

上記1②の在留資格をもって滞在する方

- ✓ 配偶者と離婚または死別した場合



（お問合せ先「インフォメーションセンター」 Tel 0570-013904）

3 いつまでに？

- 上記2の事由が生じてから **14日以内**です。

4 どうやって？

- **オンライン**で簡単にできます。（詳しいやり方は右のページへ！）



パソコンやスマートフォンを使ったオンライン「届出」の方法

STEP 1

- **QRコード**を読み取ろう♪
- HP内のこのボタンをクリック♪

Let's try!

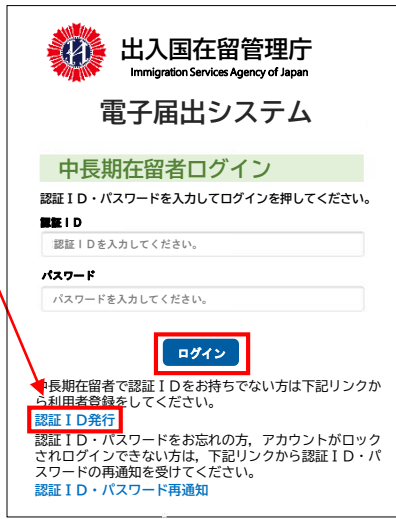


所属機関等に関する届出（法第19条の16）と所属機関による届出（法第19条の17）はこちら

（出入国在留管理庁HPの「情報システムのご案内」からも進めます）

STEP 2

- ここから**ユーザー登録**♪
- ユーザー登録で得た「ID」と「パスワード」で**ログイン**♪



STEP 3

- 自分の情報と届出情報を入力して**完了**！

24時間，365日，いつでも利用可能！



かんたん！便利な！電子届出システム

※ 「届出」は在留審査窓口や郵送でもできます（窓口や郵送での「届出」の方法は出入国在留管理庁HPを御覧下さい。）。